

人 事 委 員 会 年 報

令和6年度

岡 山 市 人 事 委 員 会

目 次

第1章 組織と運営	1
1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の設置	
(2) 人事委員会の構成	
(3) 人事委員会の権限	
(4) 人事委員会の開催状況	
2 事務局	10
(1) 組織	
(2) 定数及び現員	
(3) 所掌事務	
3 予算	12
第2章 事業概要	13
1 任用	13
(1) 採用	
(2) 昇任	
2 給与、その他の勤務条件	17
(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見	
(3) 規則等の制定及び改廃の協議	
3 公平審査等	22
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての審査請求	
(3) 苦情相談	
4 職員団体	23
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督機関	26
(1) 労働基準法の号別区分等	
(2) 職権行使の状況	
6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況	28

第 1 章 組織と運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口 15 万以上のもの及び特別区は、同条第 2 項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、地公法第 7 条第 2 項の規定に基づき、岡山市人事委員会設置条例を制定し、平成 21 年 2 月 1 日に人事委員会を設置した。

(2) 人事委員会の構成

人事委員会は、3 人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっている。（地公法第 9 条の 2）

任期は 4 年であるが、人事委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4 年、3 年、2 年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

職 名	氏 名	任 期
委員長	渡 辺 勝 志	令和 7 年 2 月 1 日～令和 11 年 1 月 31 日
委 員 (委員長職務代理者)	荻 野 拓 志	令和 6 年 2 月 1 日～令和 10 年 1 月 31 日
委 員	西 井 麻 美	平成 31 年 2 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日 令和 5 年 2 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日

(3) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地公法で人事行政全般にわたり規定されており、その性質により分類すると、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の 3 つに分けることができる。

① 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会もしくは市長に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- コ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。
- サ 職員の退職管理に関し、監視すること。

② 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

③ 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- ウ 公立学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

(4) 人事委員会の開催状況

令和6年度における本委員会の開催状況は、次のとおりである。

開催回数	定例会	24回
	臨時会	7回
議案		72件
報告事項		50件
協議事項		9件

回 数	開催期 日	議 事
第 1 回 定例会	R6. 4. 4	報告 1 採用候補者及び昇任候補者の選択結果通知について 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 3 職員団体の登録申請書記載事項の変更について 4 令和 6 年度の予定について
第 2 回 定例会	R6. 4. 23	議案 1 職員採用試験【大学卒業程度《早期実施枠》】の第 1 次試験合格者決定及び第 2 次試験の実施について 報告 1 令和 6 年職種別民間給与実態調査の概要について 2 大都市労連連絡協議会からの申入れについて
第 3 回 定例会	R6. 5. 15	議案 1 職員採用試験【就職氷河期世代】の第 1 次試験合格者決定及び第 2 次試験の実施について 報告 1 採用選考実施通知について 2 岡山市教職員組合からの要請書の提出について
第 4 回 定例会	R6. 5. 22	報告 1 職員の処分に関する書類の提出について
第 5 回 定例会	R6. 6. 4	議案 1 職員採用試験〔4 月実施〕【大学卒業程度】《早期実施枠》の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用選考試験〔4 月実施〕【獣医師】《早期実施枠》の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 報告 1 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する報告について
第 6 回 定例会	R6. 6. 19	議案 1 職員採用試験【就職氷河期世代】の第 2 次試験合格者決定及び第 3 次試験の実施について 2 職員採用試験〔9 月実施〕【短大・高校卒業程度、学校事務、免許資格職】の実施について 3 採用に係る選考の委任について 報告 1 採用試験実施通知及び昇任試験実施通知について
第 1 回 臨時会	R6. 6. 26	議案 1 職員採用試験〔6 月実施〕【大学卒業程度】【免許資格職】の第 1 次試験合格者決定及び第 2 次試験の実施について 報告 1 採用選考実施通知及び採用試験実施結果報告について
第 7 回 定例会	R6. 7. 3	議案 1 職員採用選考試験〔9 月実施〕【免許資格職（保育幼児教育）】

		の実施について 報告 1 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について 2 自治労岡山県本部からの要請について
第 8 回 定例会	R6. 7. 24	議案 1 職員採用試験〔4 月実施〕【就職氷河期世代】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 人事委員会の業務状況の報告について 報告 1 採用選考実施結果報告について 2 人事委員会年報について 3 職員団体の登録申請書記載事項の変更について
第 2 回 臨時会	R6. 7. 31	議案 1 職員採用試験〔6 月実施〕【大学卒業程度（事務職）】の第 2 次試験の合格者決定及び第 3 次試験の実施について 2 職員採用試験〔6 月実施〕【大学卒業程度（技術職）】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 3 選考によって採用することができる職について（平成 21 年市人事委員会規程第 1 号）の一部改正について 4 職員採用試験〔10 月実施〕【大学卒業程度（社会教育）】の実施について 5 職員採用試験〔10 月実施〕【社会人経験者】の実施について 6 職員採用試験〔10 月実施〕【免許資格職（歯科衛生士）】の実施について 7 職員採用試験〔10 月実施〕【任期付職員（任期付事務）】の実施について 8 職員採用選考〔11 月実施〕【障害者対象】の実施について 報告 1 採用選考実施結果報告について 2 職員の処分に関する書類の提出について 3 職員団体の登録申請書記載事項の変更及び登録規約の変更について 協議 1 令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・ 人事委員会勧告に向けた今後の協議予定 ・ 人事管理に関する現状と諸課題
第 9 回 定例会	R6. 8. 8	協議 1 令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・（参考資料）職員給与関係 ・（参考資料）労働経済関係
第 3 回 臨時会	R6. 8. 20	議案 1 職員採用試験〔6 月実施〕【免許資格職】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について

		報告 1 昇任試験実施結果報告について 協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・ 人事院勧告の概要 ・ (参考資料) 民間給与関係 ・ (参考資料) 生計費関係 ・ 報告(勧告の意義～人事院勧告の概要) ・ 人事管理に関する諸課題
第10回 定例会	R6.8.30	報告 1 職員の処分にに関する書類の提出について 協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・ 本年の公民較差及び給与改定
第11回 定例会	R6.9.5	議案 1 職員採用試験〔6月実施〕【大学卒業程度(事務職)】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用選考試験〔11月実施〕【技能労務職員】について 報告 1 大都市労連連絡協議会からの申入れについて 協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・ 人事管理に関する諸課題 ・ 行政職給料表 ・ 給与に関する諸課題
第4回 臨時会	R6.9.11	協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・ 本年の給与改定 ・ 別紙第2 勧告 ・ 給料表(行政職給料表・教育職給料表(3)を除く) ・ 人事管理に関する諸課題 ・ 給与に関する諸課題 ・ おわりに
第5回 臨時会	R6.9.18	報告 1 岡山市教職員組合からの要請について 協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・ 本年の給与改定 ・ 人事管理に関する諸課題 ・ おわりに ・ 報告及び勧告の概要 ・ 委員長談話
第12回 定例会	R6.9.25	議案 1 職員採用試験(大学卒業程度・消防職)の最終合格者決定及

		び採用候補者名簿の確定について 報告 1 昇任試験実施通知について 協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・教育職給料表(3) ・人事管理に関する諸課題 ・報告及び勧告(全文)
第13回 定例会	R6.10.3	議案 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 採用候補者選択結果通知について 2 岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議からの要請について 協議 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・勧告当日の進行等
第6回 臨時会	R6.10.9	議案 1 職員採用試験〔9月実施〕【短大・高校卒業程度】【学校事務】 【免許資格職(理学療法士)】の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 2 職員採用選考〔9月実施〕【免許資格職(保育幼児教育)】の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 3 職員採用選考試験〔12月実施〕【任期付職員(任期付保育士)】の実施について 報告 1 採用試験実施結果報告について
第14回 定例会	R6.10.17	議案 1 職員採用試験〔10月実施〕【任期付職員(任期付事務)】の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 報告 1 本年の人事委員会勧告等について
第15回 定例会	R6.11.5	議案 1 職員採用試験〔9月実施〕【短大・高校卒業程度(技術職)】 【免許資格職(理学療法士)】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用試験〔9月実施〕【短大・高校卒業程度(事務)、学校事務】の第2次試験合格者決定及び第3次試験の実施について 3 職員採用試験〔10月実施〕【社会人経験者】の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 4 職員採用試験〔10月実施〕【免許資格職(歯科衛生士)】【大学卒業程度(事務職)社会教育】の第1次試験合格者決定及び第2次試験の実施について 5 職員採用選考試験〔12月実施〕【免許資格職(獣医師)】の

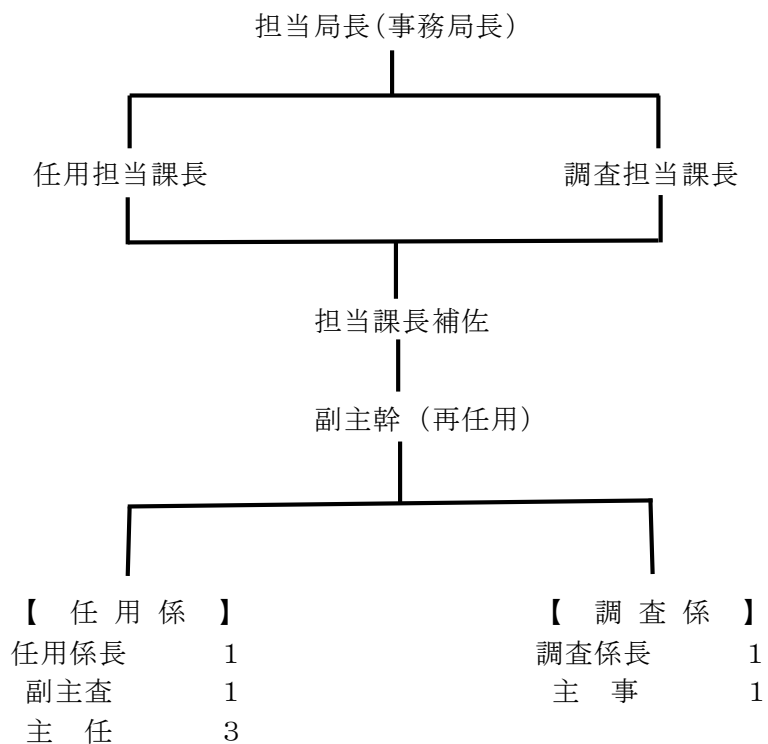
		実施について 6 消防職員昇任試験（消防司令補、消防士長）の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について 報告 1 採用試験実施結果報告について
第 7 回 臨時会	R6. 11. 14	議案 1 職員採用選考〔9 月実施〕【免許資格職（保育幼児教育）】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用選考〔1 1 月実施〕障害者対象の第 1 次試験合格者決定及び第 2 次試験の実施について 3 採用候補者名簿の有効期間の延長について 報告 1 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について 2 職員の処分に関する書類の提出について
第 16 回 定例会	R6. 11. 28	議案 1 職員採用試験〔9 月実施〕【短大・高校卒業程度（事務）、学校事務】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用試験〔1 0 月実施〕【任期付職員（任期付事務）】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 3 職員採用選考試験〔1 1 月実施〕【技能労務職員】の第 1 次試験合格者決定及び第 2 次試験の実施について 4 消防職員採用試験（短大・高校卒業程度）の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 5 条例案に対する意見について
第 17 回 定例会	R6. 12. 18	議案 1 職員採用試験〔1 0 月実施〕【社会人経験者】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 職員採用試験〔1 0 月実施〕【免許資格職（歯科衛生士）】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 3 職員採用試験〔1 0 月実施〕【大学卒業程度（事務職）社会教育】の第 2 次試験合格者決定及び第 3 次試験の実施について 4 職員採用選考〔1 1 月実施〕【障害者対象】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 5 職員採用選考〔1 2 月実施〕【任期付職員（任期付保育士）】の第 1 次試験合格者決定及び第 2 次試験の実施について 6 規則の制定、改廃に関する協議について 報告 1 昇任試験実施結果報告について 2 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 3 大都市労連連絡協議会からの申入れについて 4 職員の処分に関する書類の提出について

第 18 回 定例会	R7. 1. 22	議案 - 職員採用選考〔1 1 月実施〕【技能労務職員】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について - 職員採用選考〔1 2 月実施〕【任期付職員（任期付保育士）】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について - 職員採用試験〔1 0 月実施〕【大学卒業程度（事務職）】の最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 報告 - 採用選考実施結果報告について - 職員の処分に関する書類の提出について
第 19 回 定例会	R7. 1. 29	議案 - 消防職員昇任試験（消防司令）の最終合格者決定及び昇任候補者名簿の確定について 報告 - 岡山市障害者活躍推進計画の改定（案）について
第 20 回 定例会	R7. 2. 7	議案 - 委員長の選任について - 委員長職務代理者の指定について - 採用にかかる選考の委任について 報告 - 市労連共闘会議からの申入れについて
第 21 回 定例会	R7. 2. 13	議案 - 令和 7 年度職員採用試験実施日程等の公表について - 条例案に対する意見について
第 22 回 定例会	R7. 2. 21	議案 - 職員採用試験〔4 月実施〕【大学卒業程度】《早期実施枠》について - 職員採用選考試験〔4 月実施〕【獣医師】《早期実施枠》について - 採用に係る選考の委任について - 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 報告 - 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について - 職場環境等実態調査について
第 23 回 定例会	R7. 3. 13	議案 - 採用に係る選考の委任について - 異動期間を延長した職員の勤務延長について - 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の規定に基づく通知について 報告 - 採用選考実施通知及び採用選考実施結果報告について - 職員の処分に関する書類の提出について - 自治労岡山県本部からの申入れについて

第 24 回 定例会	R7.3.31	議案 1 職員採用試験〔6月実施〕【大学卒業程度】【免許資格職】【社会人経験者（事務）】について 2 規則の制定、改廃に関する協議について 3 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 4 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 5 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 6 岡山市職員の退職管理に関する規則の一部改正について 7 岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について 8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正について 報告 1 令和7年4月1日付け人事異動及び機構改革について 2 採用試験及び採用選考実施通知、採用選考実施結果報告について 3 職員の処分に関する書類の提出について 4 令和7年度当初予算について
---------------	---------	--

2 事務局

(1) 組織(令和7年3月31日現在)



(2) 定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 15 人

人事委員会事務局の職員現員 12 人 (定数外再任用 1 人を含む)

(3) 所掌事務

① 任用係

事 項

- 1 競争試験、選考その他の任用に関する事。
- 2 分限及び懲戒に関する事（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 3 人事記録の管理に関する事。
- 4 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- 5 公印の管理に関する事。
- 6 事務局職員の人事、給与及び服務に関する事。
- 7 事務局の予算、決算その他庶務に関する事。
- 8 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 9 事務局に係る危機管理に関する事。
- 10 局内他係の主管に属しない事。

② 調査係

事 項

- 1 人事委員会の会議及び議事に関する事。
- 2 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 3 人事に関する統計報告に関する事。
- 4 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修等に関する調査研究に関する事。
- 5 給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する報告及び勧告に関する事。
- 6 給与の支払の監理に関する事。
- 7 勤務条件の措置要求に関する事。
- 8 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 9 職員の苦情処理に関する事。
- 10 管理職員等の範囲に関する事。
- 11 職員団体の登録に関する事。
- 12 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 13 退職手当管理機関の諮問に応じて行う退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。
- 14 職員の退職管理に関する事。

3 予算

令和6年度における本委員会の当初予算は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当初予算額 ()は前年度	説 明
人事委員会運営事務費	135,779 (138,986)	
報酬	4,269 (4,269)	報酬月額 委員長：1,689 (月額：140.7) 委 員：2,540 (月額：105.8) 嘱 託： 40
給料	52,192 (52,122)	一般職 12 人
職員手当等	40,910 (42,166)	
共済費	18,738 (19,156)	
旅費	1,327 (1,618)	
需用費	1,273 (1,353)	普通旅費 1,150 費用弁償 177
役務費	739 (860)	
委託料	12,031 (11,600)	職員採用関係
使用料及び 賃借料	1,755 (3,268)	
負担金補助 及び交付金	2,545 (2,574)	全人連分担金 157 大人連分担金 80 日本人事試験研究センター負担金 2,200 各種研修受講負担金 108

第2章 事業概要

1 任用

(1) 採用

① 採用試験

職員の採用については、地公法第17条の2第1項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

令和6年度に実施した採用試験は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
就職氷河期世代	事 務	6 人程度	303	283	8	35.4
大学卒業程度 《早期実施枠》	土 木	10 人程度	34	30	14	2.1
	建 築	2 人程度	12	10	2	5.0
	機 械	2 人程度	9	9	2	4.5
	電 気	2 人程度	4	3	2	1.5
大学卒業程度	事務一般枠A	50 人程度	305	215	56	3.8
	事務一般枠B	20 人程度	176	134	21	6.4
	事務特別枠	15 人程度	175	147	17	8.6
	デジタル	4 人程度	5	5	2	2.5
	社会福祉	3 人程度	17	14	5	2.8
	土木・農業土木・造園	15 人程度	28	13	6	2.2
	建 築	2 人程度	8	4	2	2.0
	機 械	3 人程度	6	3	2	1.5
	電 気	2 人程度	8	5	2	2.5
	化 学	2 人程度	9	8	2	4.0
	農芸化学・水産・畜産	若干名	2	0	—	—
	社会教育	2 人程度	11	8	1	8.0
社会人経験者	デジタル	4 人程度	8	8	4	2.0
	社会福祉	若干名	3	3	1	3.0
	土木・農業土木・造園	6 人程度	10	9	5	1.8
	建 築	若干名	5	3	1	3.0
	機 械	若干名	3	3	1	3.0
	電 気	若干名	4	3	1	3.0
	保健師	若干名	5	3	1	3.0

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
短大・高校 卒業程度	事 務	5 人程度	57	48	5	9.6
	土 木	5 人程度	10	5	3	1.7
	建 築	若干名	2	1	—	—
	機 械	若干名	2	2	1	2.0
	電 気	若干名	3	3	1	3.0
学校事務	学校事務A	5 人程度	122	51	5	10.2
	学校事務B	若干名	9	6	1	6.0
免許資格職	心理判定員	若干名	11	8	1	8.0
	精神保健福祉士	若干名	6	6	1	6.0
	保健師	8 人程度	22	18	8	2.3
	管理栄養士	2 人程度	44	38	3	12.7
	理学療法士	若干名	7	6	1	6.0
	歯科衛生士	若干名	6	6	1	6.0
任期付	事務	15 人程度	67	54	17	3.2

イ 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消防士	大学卒業程度	22 人程度	86	73	22	3.3
	短大・高校卒業程度	4 人程度	49	43	4	10.8

(消防局で一部実施)

② 採用選考

職員の採用に関し、岡山市職員の任用に関する規則第 13 条において定める職については、選考によることができるとしている。

また、一部の採用選考については、地公法第 8 条第 3 項の規定に基づき、人事委員会規則の定めるところにより任命権者に委任している。なお、令和 6 年度に実施した採用選考（非常勤職員に係るものを除く。）は、次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
獣医師（1 回目）	2 人程度	3	2	2	1.0
獣医師（2 回目）	若干名	1	0	—	—
獣医師（3 回目）	若干名	0	—	—	—
保育幼児教育※ 1	30 人程度	128	109	31	3.5
障害者（事務）	若干名	30	17	1	17.0
障害者（学校事務）	若干名	25	14	0	—

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
環境整備員等	9 人程度	82	74	10	7.4
用務員	2 人程度	18	18	2	9.0
給食調理員	9 人程度	50	45	9	5.0
任期付（保育士）	12 人程度	33	29	13	2.2

※1 総務局人事部人事課及び教育委員会事務局学校教育部教職員課と共同実施

イ 人事委員会が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数、選考合格者数）
なし

ウ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によるもの）

職（職種）名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
回転翼航空機操縦士※1	1 人	2	2	1	2.0
回転翼航空機整備士※1	1 人	1	1	1	1.0
司書※2	3 人程度	43	36	3	12.0
社会人経験者（司書）※2	若干名	45	43	1	43.0
学芸員※2	若干名	11	7	1	7.0

※1 消防局消防総務部消防企画総務課で実施

※2 教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課で実施

エ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数、選考合格者数）
局長（2、2）、次長（1、1）、課長（1、1）、課長補佐（3、3）、副主査（1、1）、主任（1、1）

(2) 昇任

職員の昇任については、地公法第21条の3の規定により、原則として任命権者が受験成績、人物評価その他の能力の実証に基づいて行うものとされているが、人事委員会規則で定める職に昇任させる場合は、当該職について昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）又は選考によることとなっており、昇任試験を実施する職については、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

令和6年度に実施した昇任試験は次のとおりである。

ア 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験区分		昇任予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消防士	消防司令	7	23	23	7	3.3
	消防司令補	11	107	106	11	9.6
	消防士長	22	132	131	22	6.0

(消防局で一部実施)

2 給与、その他の勤務条件

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地公法の規定に基づき、議会及び市長に対し、令和6年10月10日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告のポイント

- 1 月例給は、民間給与との較差 10,641 円 (2.71%) を解消するため、給料表の引上げ改定
- 2 特別給（期末手当・勤勉手当）を 0.10 月分引上げ（現行 4.50 月分→4.60 月分）
- 3 扶養手当の改定

1 勧告の意義

人事委員会による勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて地域の民間給与水準との均衡を図ることが基本

2 職員給与と民間給与との比較

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内 349 の民間事業所から 121 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等を調査（調査完了率 83.6%）

(1) 月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民給与の較差 (A)-(B) 〔(A)-(B)〕 / (B) × 100
402,985 円	392,344 円	10,641 円 (2.71%)

(職員の平均年齢 43.6 歳)

職員と民間における 4 月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

(2) 特別給

民間の支給割合	職員の支給月数
4.61 月分	4.50 月分

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の支給月数を比較

3 本年の給与改定

(1) 月例給

行政職給料表	・ 民間の初任給の状況等を勘案し、1 級の初任給基準となる号給については、大学卒は 22,700 円、高校卒は 20,400 円引き上げ、若年層に特に重点を置くとともに、おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置き、そこから改定率を逡減させつつ、全ての職員を対象に引上げ改定 ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額、各級の改定額を踏まえた引上げ改定
行政職給料表以外の給料表	・ 行政職給料表との均衡を基本に改定

教育職給料表(3)	・教育職員の職務等の特殊性、他の地方公共団体の状況及びこれまでの改定の経緯等を踏まえた改定
医療職給料表(1)	・国との均衡を基本に改定

(2) 特別給

0.10 月分引上げ（4.50 月分→4.60 月分）

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分

（一般職員の場合）

		6 月期	12 月期
令和 6 年度	期末手当	1.225 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.225 月）
	勤勉手当	1.025 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.025 月）
令和 7 年度 以 降	期末手当	1.25 月	1.25 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、国との均衡を基本に改定

(4) 扶養手当

人事院は、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 13,000 円に引き上げる等の勧告を行った。本市においても、国との均衡を考慮した改定を行うことが必要。改定に当たっては、本市の実態を踏まえて、段階的に実施することが適当

(5) 改定の実施時期

令和 6 年 4 月 1 日（ただし、特別給については改正条例の公布の日から実施し、扶養手当については令和 7 年 4 月 1 日から段階的に実施）

4 その他給与に関する諸課題

(1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、本年の職員の給与に関する報告の中で、多様で有為な人材の確保、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、一人一人の職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる Well-being の実現に向けた環境整備という公務員人事管理をめぐる重点課題に対する取組の一環として、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）についての基本的考え方及び具体的な措置内容を示した。これらの人事管理をめぐる諸課題について、本市においても共通するものがあるため、国や他都市の状況、本市の実態等を踏まえつつ具体的な措置内容について検討していくことが必要

(2) その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、今後も国、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえて引き続き検討していくことが必要

(3) 会計年度任用職員の給与

常勤職員との均衡、国や他都市の状況、本市の実態等を踏まえて適切に対応していくことが必要

5 人事管理に関する諸課題

(1) 人材の確保・育成

急速な少子化の進行、デジタル社会の進展、働き方や価値観の多様化など雇用を取り巻く課題や状況が大きく変わりつつある中、人材確保に向けた多面的な対策を進めていくことが必要。人材確保の厳しい状況を踏まえて、採用手法・人材育成・給与等のあり方について一体的な取組を推進することにより、競争力を向上させ、組織を支える多様な有為な人材の継続的確保が必要

人材育成は、組織全体で取り組んでいくことが重要。職員の新たな学びやキャリア形成の動機付けとなるような研修等を継続的に実施することで、個人の学びが仕事に活かされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となるような好循環を形成していくことが求められる。

公務員倫理については、全ての職員が、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、高い倫理観と強い使命感を持って公務に全力を尽くすことが必要

(2) 女性職員の活躍推進

全ての職員が職務に対するやりがいと誇りを保ち、職員一人ひとりがその個性に応じて多様な能力を十分に発揮することができるよう、男女問わず働きやすい職場環境づくりに向けた総合的な取組を進め、女性職員の活躍を一層推進していくことが必要

(3) 仕事と生活の両立支援

国や他都市の動向等を踏まえながら、必要な措置を検討するとともに、両立支援制度の周知、職員が個々の事情等に応じて円滑かつ適切に制度を活用できる環境の醸成など、性別や雇用形態にかかわらず仕事と家事・育児・介護等を両立して活躍できるための職場環境づくりに引き続き取り組むことが必要

柔軟な働き方の推進は、ワーク・ライフ・バランスの実現等につながるものであり、職場環境の整備等に継続して努めていくことが必要

(4) 長時間労働の是正

各職場においては、管理職員がマネジメント能力とリーダーシップを一層発揮し、業務の効率化・業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めることが重要。引き続きこれらの取組の重要性の周知及び指導、事務事業の見直し等を行いながら、長時間労働の是正に向けた取組をより一層推進していくことが必要

(5) 職員の健康の保持と職場環境の整備

心身の不調やハラスメントの未然防止・早期発見・早期対応のためには、職員間のコミュニケーションをより積極的に行って相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要

(6) 高齢層職員

高齢層職員の制度のあり方については、職員の役割・貢献に応じた処遇を確保し、健康で高いモチベーションを保ちつつ、その経験等を十分に発揮し、家族の介護等をしながらでも様々な形で活躍できるよう、引き続き国や他都市の動向を注視しつつ、本市の実態を踏まえ検討していくことが必要

(7) 多様な雇用形態の職員

会計年度任用職員制度等が適正かつ円滑に運用されるよう、国や他都市の動向を注視しながら、適時適切に対応していくことが必要

全ての職員が市政運営の担い手として重要な役割を果たしており、人材確保の観点からも、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努めることが必要

<参考>

- ① 本年の給与改定に伴う事務職員及び技術職員（新規学卒の採用者を除く。）の平均年間給与

現行の平均年間給与(A)	改定後の平均年間給与(B)	増減額(C)=(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100
6,486 千円	6,705 千円	219 千円	3.38%

(平均年齢 43.6 歳)

- ② 改定に伴う所要額（企業職員、技能労務職員等を除く 7,138 人の 4 月分給与から試算）

約 15 億 3 千万円

- ③ 過去 10 年の給与勧告等の状況

年	月例給 (公民給与の較差)	特別給		平均年間給与 (公民給与比較対象職員)	
		年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成 26 年	1,332 円 (0.33%)	4.10 月	—	—	—
平成 27 年	914 円 (0.23%)	4.20 月	0.10 月	54 千円	0.84%
平成 28 年	※ 195 円 (0.05%)	4.30 月	0.10 月	39 千円	0.61%
平成 29 年	439 円 (0.11%)	4.40 月	0.10 月	46 千円	0.71%
平成 30 年	345 円 (0.09%)	4.45 月	0.05 月	24 千円	0.38%
令和元年	※ 36 円 (0.01%)	4.50 月	0.05 月	19 千円	0.29%
令和 2 年	※ △176 円 (△0.04%)	4.45 月	△0.05 月	△20 千円	△0.31%
令和 3 年	※ △165 円 (△0.04%)	4.30 月	△0.15 月	△59 千円	△0.92%
令和 4 年	791 円 (0.20%)	4.40 月	0.10 月	51 千円	0.81%
令和 5 年	3,659 円 (0.94%)	4.50 月	0.10 月	100 千円	1.56%
令和 6 年	10,641 円 (2.71%)	4.60 月	0.10 月	219 千円	3.38%

(注) 1. 公民給与の較差欄の※については、給料表の改定勧告を行っていない。

2. 特別給の年間支給月数は、改定後の月数である。

(2) 条例の制定及び改廃に対する意見

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。(地公法第5条第2項)

令和6年度において、本委員会が意見聴取に対し回答した条例案は次のとおりである。

意見申出 年月日	条 例 名	意 見
R6. 12. 2	岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第4条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条の規定並びに附則(第4条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条に関する規定に限る。)を除く。)	異議なし
R7. 2. 13	岡山市職員等の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例(第2条から第9条までの規定並びに附則(第2条から第9条までに係る規定に限る。)を除く。)	異議なし
R7. 2. 13	岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
R7. 2. 13	岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	異議なし

(3) 規則等の制定及び改廃の協議

岡山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)及び岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例(以下「教育職員給与条例」という。)に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長又は教育委員会はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。(給与条例第24条、教育職員給与条例第14条)

また、給与条例の規定により市長又は任命権者が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又は変更し、若しくは廃止しようとするときも同様である。

令和6年度において、本委員会に、市長又は教育委員会から協議された規則案は次のとおりである。

協議 年月日	規 則 名	意 見
R6. 12. 18	岡山市職員の給与に関する条例施行規則	異議なし
R6. 12. 18	期末手当及び勤勉手当に関する規則	異議なし
R7. 3. 31	岡山市職員の給与に関する条例施行規則	異議なし
R7. 3. 31	住居手当に関する規則	異議なし
R7. 3. 31	岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例施行規則	異議なし

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。（地公法第 46 条）

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をしなければならないとされている。

令和 6 年度における勤務条件に関する措置要求の事案はなかった。

(2) 不利益処分についての審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができる。（地公法第 49 条の 2）

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

令和 6 年度における不利益処分についての審査請求の状況は、次のとおりである。

（単位：件）

係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (A-B)
前年度からの繰越	新規	計 (A)	取下げ	打ち切り	裁決				計 (B)	
					却下	棄却	処分取消	処分修正		
0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(3) 苦情相談

職員の勤務条件、執務環境等に関する不平・不満、苦情等を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念し、公務能率の維持・向上を図っていくために、職員は、人事委員会に対して、苦情を申し立てることができる。

この相談があったときは、本委員会は、相談者の不平・不満を円満に解決することができるように、相談者に助言や制度の説明等を行うほか、関係当事者に解決に向けた指導、あっせんを行うものである。

令和 6 年度における職員からの苦情相談の状況は、次のとおりである。

（単位：人）

任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	職場環境 関係	その他	計
2	0	0	0	0	2	0	4

4 職員団体

(1) 職員団体の登録状況

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和7年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
岡山市職員組合	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎内
岡山市教職員組合	岡山市中区西川原255番地
岡山市園務員職員組合	岡山市北区津島西坂一丁目4番18号 3F

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くことになることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。岡山市職員の管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められている。

(令和7年3月31日現在)

機関			職
議会事務局			局長 次長 参事監 課長 主幹 課長補佐 副主幹 係長（秘書係及び庶務係に属する者に限る。）
市長 部局	本庁 部局	共通	理事 局長 危機管理監 会計管理者 担当局長 副局長 参与 室長 次長 部長 担当部長 参事 参事監 課長 担当課長 所長（係長相当職を除く。） 館長 主幹 課長代理 担当課長代理 所長代理 専門監 課長補佐 担当課長補佐 所長補佐 室長補佐 館長補佐 副専門監 副主幹
		秘書課	主査，副主査及び主任 主事（市長及び副市長の秘書業務を担当する者に限る。）
		政策企画課	主査，副主査，主任及び主事（政策調整を担当する者に限る。）

		事業政策課	主査，副主査，主任及び主事（政策調整を担当する者に限る。）
		行政改革推進室	主査，副主査及び主任 主事（企画立案に関する事務を行う者に限る。）
		総務法制企画課	主査，副主査，主任及び主事（例規審査を担当する者に限る。）
		庁舎管理課	主査（庁舎管理を担当する者に限る。）
		人事課	係長，主査，副主査，主任及び主事（組織企画係及び人事係に属する者に限る。）
		給与課	係長（労務係及び給与係に属する者に限る。） 主査，副主査，主任及び主事（労務係に属する者に限る。）
		財政課	主査，副主査及び主任 主事（企画立案に関する事務を行う者に限る。）
	出先機関	東京事務所	所長 所長代理 所長補佐
		区役所	区長 区長代理 参事 参事監 課長 分室長 担当課長 課長代理 主幹 担当主幹 課長補佐 室長 分室長補佐 副主幹 総務・地域振興課の係長（庁舎管理を担当する者に限る。）
		支所	支所長 支所長代理 主幹 課長 課長補佐 副主幹
		地域センター	所長 主幹 所長補佐 副主幹
		人権啓発センター	所長
		男女共同参画社会推進センター	館長
		男女共同参画相談支援センター	所長
		福祉事務所	所長 所長代理 主幹 所長補佐 副主幹
		善隣館	館長
		保育園	保育園長
		認定こども園	園長 園長代理
		こども総合相談所	所長 所長代理 専門監 主幹 課長 担当課長 所長補佐 措置課長 相談課長 副主幹
		保健所	所長 参事 課長 担当課長 課長代理 専門監 主幹 課長補佐 所長補佐 副主幹
教育委員	事務局		教育次長 次長 部長 参事 参事監 課長 担当課長 所長 課長代理 専門監 主幹 課

会			長補佐 所長補佐 室長 室長補佐 副専門監 副主幹 教育企画総務課の主査，副主査，主任及び主事（人事事務に従事する者に限る。） 教職員課の係長，主査，管理主査，副主査，管理副主査，主任及び主事 教育給与課の係長（給与係に属する者に限る。） 教育給与課給与係の主査，副主査，主任及び主事（労務を担当する者に限る。）
	学校以外の教育機関	教育研究研修センター	所長 担当課長 所長補佐 室長 副主幹
		学校給食センター	所長 所長補佐
		中央図書館	館長 館長補佐 副主幹
		視聴覚ライブラリー	館長 館長補佐
		埋蔵文化財センター	所長
		オリエント美術館	館長 館長補佐
	学校	幼稚園	園長 園長代理
		小学校	校長 副校長 教頭 主幹
		中学校	校長 副校長 教頭 主幹
		義務教育学校	校長 副校長 教頭 主幹
		高等学校	校長 副校長 事務長 教頭 事務長補佐
	選挙管理委員会事務局		局長 参事 担当課長 担当課長補佐 副主幹
	人事委員会事務局		担当局長 事務局長 担当課長 主幹 担当課長補佐 副主幹 係長
	監査事務局		局長 担当課長 担当課長補佐 副主幹
	農業委員会事務局		担当局長 事務局長 参事 担当課長 主幹 専門監 担当課長補佐

備考

- 1 この表において「本庁」とは、岡山市事務分掌規則（平成13年市規則第110号）第2条に規定する組織をいう。
- 2 この表において「課長補佐」（相当職を含む。）とは、課長補佐を置く課（相当組織を含む。ただし、秘書課及び人事課を除く。）における課長の代決者（2人以上の課長補佐を置く課にあつては、主としてその職務が人事給与等労働関係事務に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除く。）及び主としてその職務が人事給与等労働関係に関する事務以外の事務又は技術に限られる者以外の者をいう。

5 労働基準監督機関

(1) 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。本市の労働基準監督機関の職権は、人事委員会の委員長が行う。

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と岡山労働局とが協議して決定する。この区分状況は、次のとおりである。

(令和7年3月31日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事委員会	第12号 教育・研究・調査の事業	人事課人材育成室、岡山シティミュージアム、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、教育相談室、支援教室、教育研究研修センター、環境学習センター「めだかの学校」、図書館、公民館、犬島自然の家、埋蔵文化財センター、オリエント美術館、人権啓発センター、建部町B & G海洋センター、西大寺緑花公園緑の図書室
	別表第1の各号に属さない事業	本庁の各事務部局(出先機関及び第1号から第15号の事業所を除く)、東京事務所、市税事務所、消費生活センター、男女共同参画社会推進センター、男女共同参画相談支援センター、区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナー、土木農林分室、美作岡山道路建設事務所、福祉文化会館、障害者更生相談所、こども総合相談所(保護課を除く)、福祉事務所、環境事業課(各区ごみ対策班)、西部幹線道路建設課、東部幹線道路建設課、道路予防保全課、市場事業部、消防本署、消防分署、消防出張所、消防局航空隊、公民館振興室
労働基準監督署	第1号 製造・加工業	水道局本庁、水道局お客様センター、水道局給水課、水道局施設整備課、水道局管路整備課、水道局浄水課、水道局水質試験所、学校給食センター、下水道河川局本庁、下水道河川局下水道施設管理課(下水処理場)、下水道事務所
	第3号 土木・建築業	維持管理センター
	第13号	福祉交流プラザ、地域ケア総合推進センター、老人ホーム、

労働 基準 監督署	保健・衛生業	善隣館、仁愛館、児童館、保育園、こども総合相談所保護課、発達障害者支援センター、こころの健康センター、保健所、保健センター、瀬戸町健康福祉の館、食肉衛生検査所
	第14号 娯楽・接客業	岡山ドーム管理事務所
	第15号 清掃・と畜場業	東山斎場、清掃事業所、山上埋立管理事務所、東部クリーンセンター、東部リサイクルプラザ、当新田環境センター、一宮浄化センター

※ 市場事業部の労働基準法別表第1の事業区分は、各号に属さない、その他の事業であるが、条例により地方公営企業法が適用されるため、労働基準監督署が職権行使を行う。

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として令和6年度に職権を行使した事項は次のとおりである。

項 目	件 数
解雇予告除外認定	0
時間外労働・休日労働に関する協定届の受理	2 3 3
断続的な宿日直勤務の許可	0
健康診断結果報告書の受理	3
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の受理	4
産業医選任報告書の受理	2
総括安全衛生管理者選任報告書の受理	1
安全管理者選任報告書の受理	1
衛生管理者選任報告書の受理	4
クレーン設置報告書の受理	0
事故報告書の受理	0
死傷病報告書の受理	9

6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる（地公法第8条第5項）

令和6年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は次のとおりである。

番 号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	制 定 改 廃	概 要
令和7年 第1号	R7.2.21 (R7.4.1)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部 改正	岡山市人事委員会勧告等に基づく岡山市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う改正
令和7年 第2号	R7.3.31 (R7.4.1)	管理職員等の範囲を定める規則	一部 改正	機構改正及び人事異動等に伴う改正
令和7年 第3号	R7.3.31 (R7.4.1)	初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則	一部 改正	機構改正及び人事異動等に伴う改正
令和7年 第4号	R7.3.31 (R7.4.1)	給料表の適用範囲に関する規則	一部 改正	機構改正及び人事異動等に伴う改正
令和7年 第5号	R7.3.31 (R7.4.1)	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則	一部 改正	職員の派遣先団体の追加に伴う改正
令和7年 第6号	R7.3.31 (R7.4.1)	岡山市職員の退職管理に関する規則	一部 改正	機構改正及び人事異動等に伴う改正
令和7年 第7号	R7.3.31 (R7.4.1)	岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則	一部 改正	機構改正及び人事異動等に伴う改正

人事委員会年報（令和 6 年度）

◎発行年月 令和 7 年 7 月
◎編集・発行 岡山市人事委員会事務局
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
TEL 086-803-1555